



JIPDECセミナー 講演資料

「グローバルビジネスにおけるデータの利活用と保護 ～データ越境移転ルールの最新動向～」

本資料は、2024年9月20日（金）開催、JIPDECセミナーで配布した資料です。セミナーお申込み者様限定での配布となりますので、WEB、SNS等への掲載、転載はご遠慮ください。

2024.09.20

「グローバルCBPRの概要紹介」 ～CBPR認証制度について～

2024年9月20日

一般財団法人日本情報経済社会推進協会
認定個人情報保護団体事務局

大下 奈美

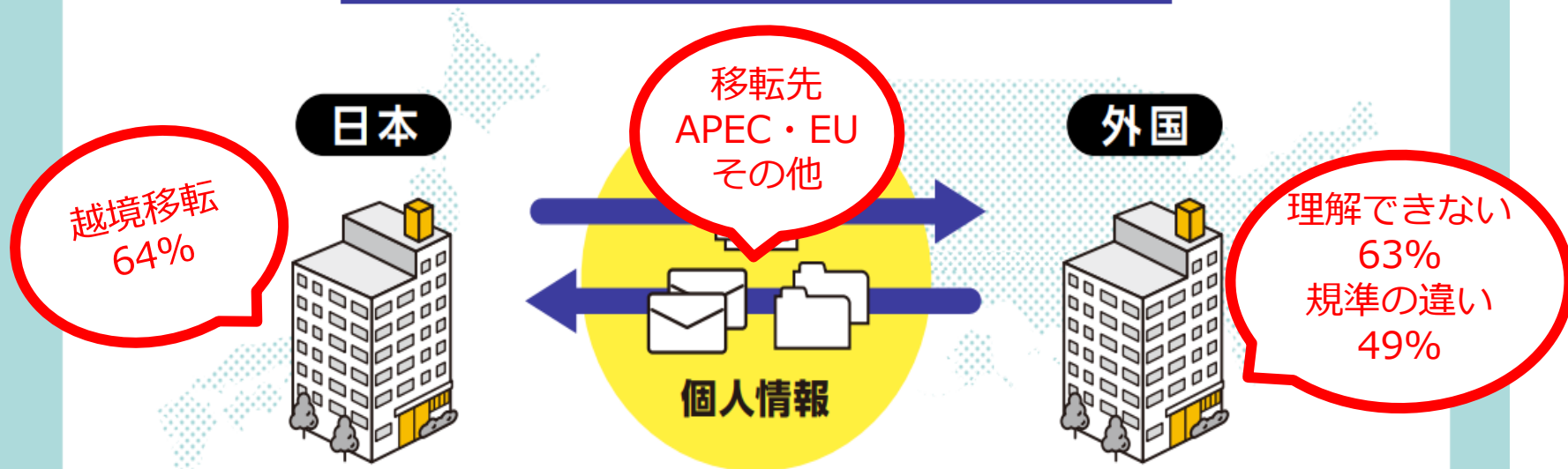
1. ご存知ですか？CBPR認証制度



2. 越境プライバシールール

Cross Border Privacy Rules

『越境プライバシールール』

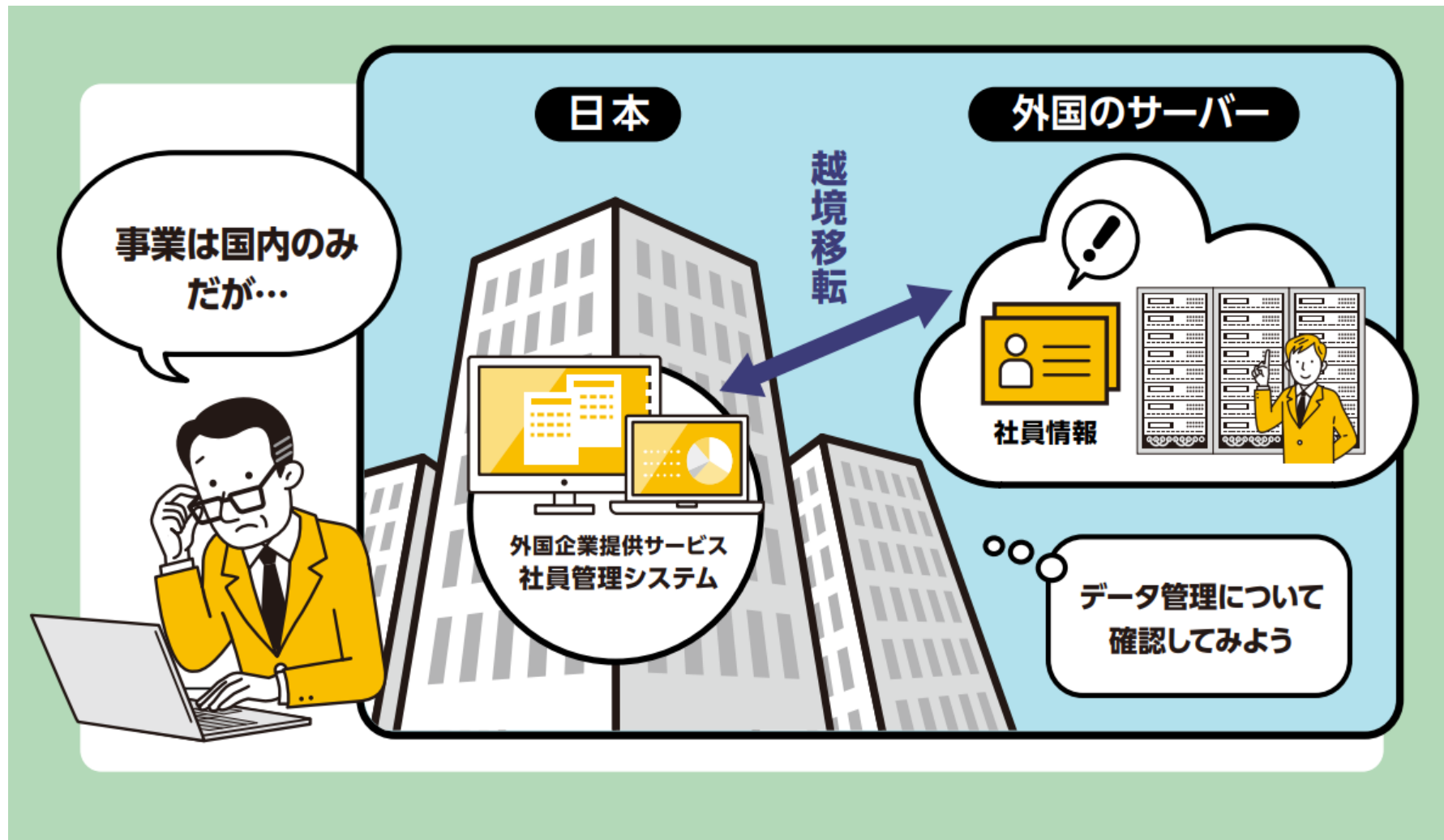


出所:「企業IT利活用動向調査2024」JIPDECより

3. 越境移転は自社に関係ない？



4. 考えてみよう(こんなケースは?)



5. 越境移転状況のセルフチェック



あなたの会社の個人データは 越境移転している？

- ☒ 外国事業者とは取引していない
- ☒ 個人データはすべて自社で保存管理している
- ☒ 外国のプラットフォームサービスは一切利用していない
- ☒ 委託先における個人データの取扱いについて
すべてを把握している



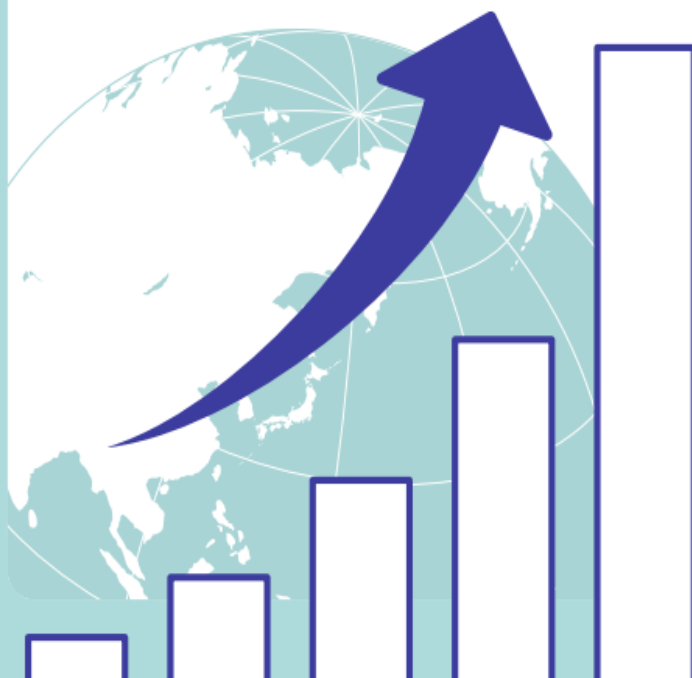
☒ チェックしてみよう

6. 何故必要か？

国を越えた データのやりとりが増加

グローバル視点の

「個人情報の保護・管理」



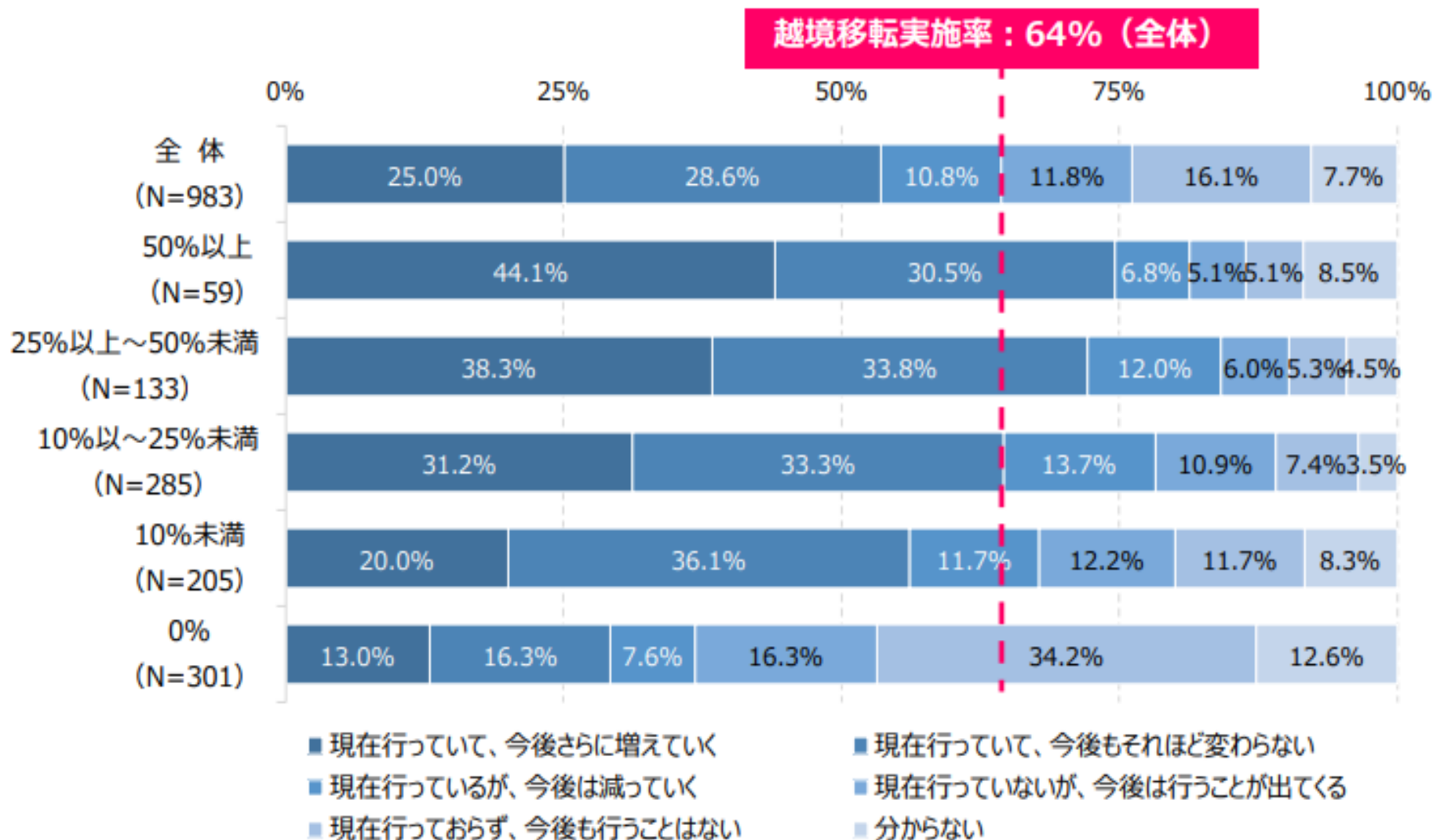
7. 企業IT利活用動向調査2024

「企業IT利活用動向調査2024」調査概要

国内企業の情報セキュリティに重点を置いたIT動向調査。事業継続のための経営戦略、セキュリティ技術の導入状況、セキュリティ関連認証制度の取得状況、プライバシー保護対応などセキュリティの実態を調査するとともに、DXや生成AI、クラウドサービス、電子契約など最新ITの導入状況も調査している。

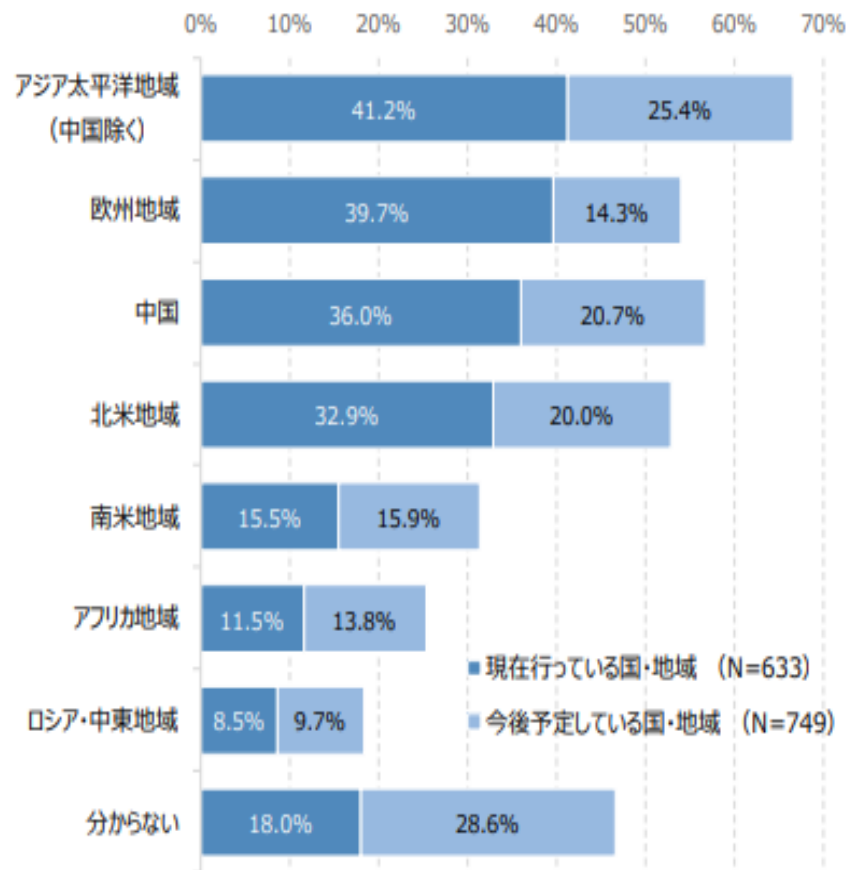
- 調査期間 : 2024年1月19日～1月23日
- 調査主体 : 一般財団法人日本情報経済社会推進協会
株式会社アイ・ティ・アール
- 調査方法 : ITR独自パネルユーザーに対するWebアンケート
- 調査対象 : 以下の条件を満たす個人：約17,000人
 - ・ 従業員50名以上の国内企業の勤務者
 - ・ 情報システム、経営企画、総務・人事、業務改革・業務推進関連、DX推進関連のいずれかに関する業務の担当者
 - ・ IT戦略策定または情報セキュリティの従事者
 - ・ 係長（主任）相当職以上の役職者
- 有効回答数 : 983件（1社1回答）

8-1. 企業の越境移転の状況（全体・海外売上比率別）

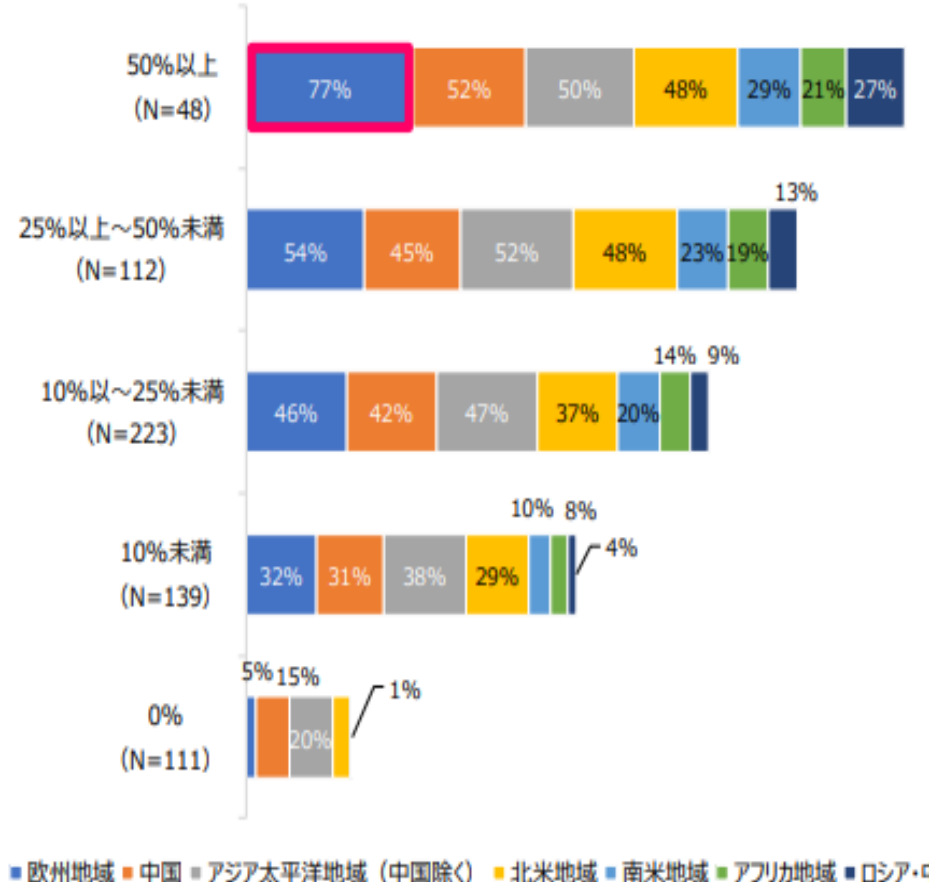


8-2. 企業の越境移転の状況（データの越境移転先）

全体
（現在実施と今後予定の国・地域）



海外売上比率別
（現在実施している国・地域）



I. CBPR認証取得のメリット

POINT
1

CBPR 認証取得のメリット

1



適切な個人情報の取り扱いが
できる企業としてPR

2



データの取り扱いに対する
信用を取得

※調達条件に入る
ケースもあり

3



個人データの
越境移転がスムーズに

4



国や認証機関からの
手厚いフォロー



2. 万全なサポート体制

取得に向けた万全なサポート体制

疑問



困りごと



悩み



手続きから
審査・認証まで



JIPDEC が
お手伝いします

CBPR 認証審査機関

JIPDEC

3. CBPR認証を取得している企業（欧米）

POINT
2

CBPR認証を取得している企業は？

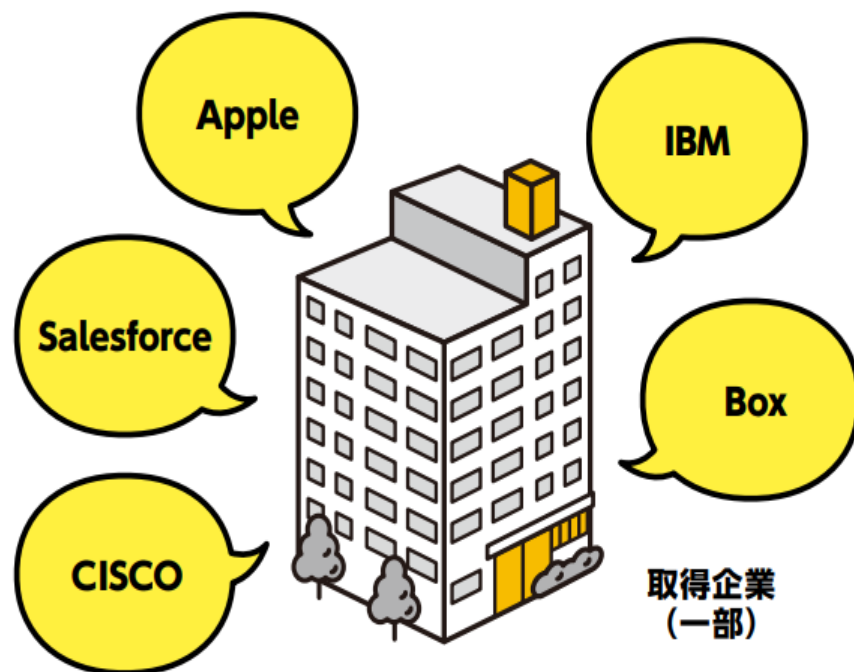
海外

約 **1800** 社

(グループ認証含む)

目的

取引先への PR・
他社との差別化 など



4. CBPR認証を取得している企業（日本）

POINT
2

CBPR認証を取得している企業は？

日本

現在 **4** 社



5. APEC CBPR の取組み

- **APECプライバシーフレームワーク**（2004年10月採択） **21エコノミー**
APEC加盟エコノミーにおける整合性のある個人情報保護への取組を促進し、情報流通に対する不要な障害を取り除くことを目的として制定。

➢ 人口では世界の41.4%、GDP（国内総生産）では57.8%、貿易額では47%

- **CPEA（越境執行協力協定）** 2009年11月 **11エコノミー**

➢ エコノミー内での情報の取得と管理について、国内の法規や指針を対象に参加国で対応
➢ 米国、日本、韓国、シンガポール、カナダ、メキシコ、豪州、台湾、フィリピン、
ニュージーランド、香港

- **CBPR（越境プライバシールールシステム）** 2011年11月 **9エコノミー**

➢ 運用するための仕組みとしての CBPRシステム（APEC越境プライバシールールシステム：APEC Cross Border Privacy Rules System）
➢ 米国、日本、韓国、シンガポール、台湾、**カナダ、メキシコ、豪州、フィリピン**



プライバシー執行機関間の
有効な越境的協力

- **AA（アカウントビリティ・エージェント）**

米国、日本、韓国、シンガポール、台湾

5エコノミー

（2022年9月時点）

6. APEC CBPRs (アカウントビリティ・エージェント)

- CBPRシステムに参加する事業者の越境個人データの取り扱いについて、プライバシーポリシー等の文書整備や社内ルールの運用がCBPRシステムの要求事項に適合しているか審査し認証する機関
- 苦情等が発生した場合は、事業者や消費者等と連携して解決
- JIPDECは2016年1月に日本初、唯一のCBPRsのAA認定を受理

*経済産業省プレスリリース（公表日：平成28年1月25日）

「APEC域内の国境を越える個人情報保護に認証が与えられるようになります
～我が国初のAPEC越境プライバシールールシステムの認証団体が認定されました～」

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9900733/www.meti.go.jp/press/2015/01/20160125005/20160125005.html>

7. APEC CBPR 認証取得概況

<http://cbprs.org/compliance-directory/cbpr-system/>

<http://cbprs.org/compliance-directory/prp/>

2024年9月13日 現在

国名	AA名	AA認定	CBPR認証取得 事業者数	PRP認証取得 事業者数
米国	TrustArc	2013年	3 7	3 1
米国	Schellman	2019年	2	9
米国	NCC Group	2020年	5	6
米国	HiTrsut	2020年	—	—
米国	BBB National Programs	2019年	6	4
シンガ ポール	IMDA	2019年	8	5
韓国	KISA	2019年	1 3	—
台湾	I I I	2021年	1	—
日本	JIPDEC	2016年	4	—
合計			7 6 社	5 5 社

1. 設立

設立：2022年4月21日

■ 経済産業省と個人情報保護委員会の公表文

「我が国を含めAPEC CBPR参加エコノミーの連盟で、より広い範囲での個人データの円滑な越境移転や各国における規律の相互運用性を促進させる等の目的で、CBPRの拡大に向けた宣言をすることに合意しました。」

➤ 参加国（2024.4.1時点）

米国、カナダ、日本、韓国、シンガポール、オーストラリア、チャイニーズ・タイペイ、フィリピン（正会員）

英国（準会員 2023.4～）

2. 対象地域

今後の展開



APEC CBPR

APEC 域内限定



グローバル CBPR

APEC 枠内にとられない

広く・開かれた制度

3. 会合の開催

1) 第1回: 2022.4 米国 ホノルル

「The Global Cooperation on Data Privacy & CBPR System:
The Path Forward Workshop」

2) 第2回: 2022.11 韓国 ソウル 「Realizing Our Shared Vision」 ※1

3) 第3回: 2023.4 英国 ロンドン 「The Global CBPR Forum At One Year: Challenges and Opportunities」 ※2

4) 第4回: 2023.10 米国 サンディエゴ 「Global CBPR Forum: CBPR2.0」

5) 第5回: 2024.5 日本 東京 「Global CBPR Forum: Taking Off!」 ※3

※1



※2



※3



4. 今後の展開

2024年4月30日

■ 経済産業省 公表文より

「グローバル越境プライバシールール（CBPR）システムの稼働に向けて文書（ポリシー、ルール及びガイドライン等）を公表しました。」

グローバルCBPR認証付与の開始

- ・ 2024年後半予定（現在最終調整中）

現行のCBPR審査はAPECの認証基準で行っていますが、グローバルCBPR認証が開始された場合、スムーズに移行できるプログラムをご用意しています。

I. CBPR認証申請の前提条件

前提条件

JIPDECの対象事業者であること

対象事業者になるには

次のいずれかの要件を満たすことが必要

1

JIPDEC が運営する個人情報にかかる
認証制度（プライバシーマーク）の
付与事業者であること



2

データの保護と利活用を促進していると
JIPDEC が認める事業者であること

（背景）

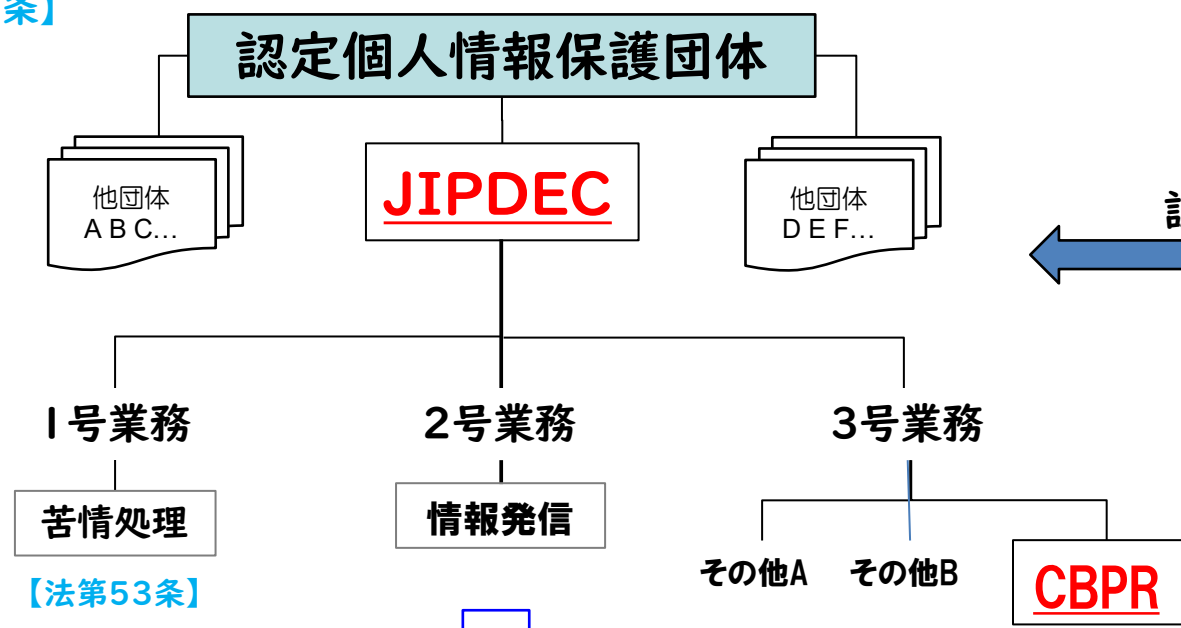
日本におけるCBPR認証は、日本国「個人情報の保護に関する法律」で規定している「認定個人情報保護団体」の業務の1つとして位置づけており、政府から認定された認定個人情報保護団体が実施。

- JIPDECは、個人情報保護委員会から認定された「認定個人情報保護団体」
- 既に、他の認定個人情報保護団体の対象事業者となっている場合でも、CBPR認証申請のために、JIPDECの対象事業者になる必要があります。

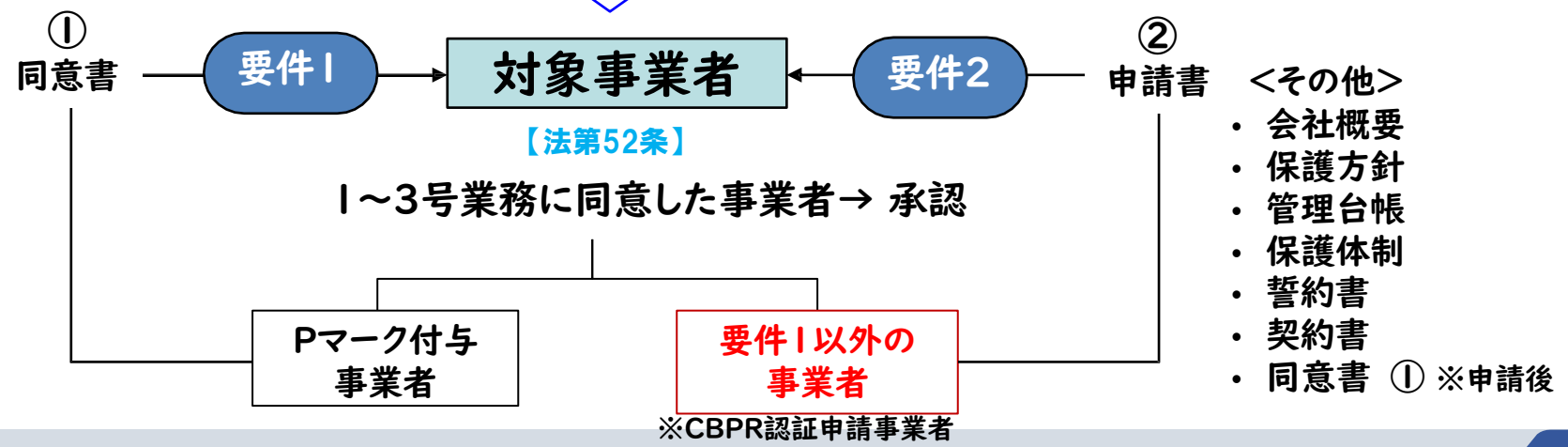
2. CBPR認証申請の前提条件

【法第47条】

令和5年4月12日現在：44団体



【法第53条】



3. CBPR認証 申請～登録フロー

【審査】文書審査、ヒアリング、現地審査を実施

【認証】審査結果、外部の認証審査会の評価により決定

(マルチステークホルダープロセス)

①対象事業者の申請(前提条件)

2週間



①申請書類提出

②資格の確認

③審査料の見積り提示

④審査料納入

1ヶ月

認定個人情報保護団体事務局

CBPR認証業務G

⑧認証可否通知

⑨契約

(認証管理料納入)

⑩事業者登録・公表



2～3週間



⑤文書審査

1ヶ月

1.5ヶ月

⑥ヒアリング/現地審査

CBPR認証審査会

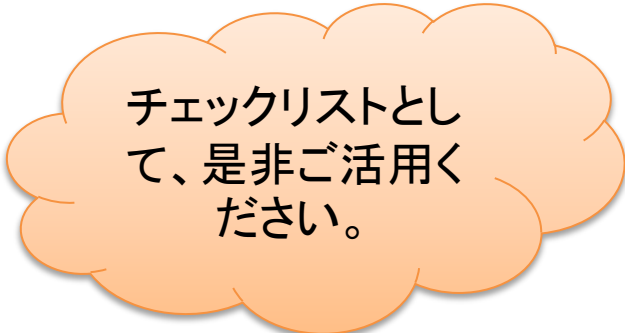
⑦審議



4. CBPR認証 申請手続きに必要な書類

■ 申請書類を電子ファイルにて提出

- 1) 認証申請書（様式1-1）
- 2) 事前質問書（様式1-2）
- 3) 追加質問書（様式1-3）
- 4) 過去6ヶ月の事故等一覧（様式1-4）
- 5) 根拠文書 … 質問書の回答内容の根拠となる確証等



チェックリストとして、是非ご活用ください。

◆ APEC CBPR認証申請ガイドブック

https://www.jipdec.or.jp/project/cbpr/JIPDEC_AOP_CBPR_008.pdf

◆ 申請手続き、審査方法等

<https://www.jipdec.or.jp/project/cbpr/application.html>

5. 事前質問書（様式1-2）p4記載例

- v. 越境個人情報を扱う業務内容について記載してください。業務と個人情報の流れが分かるように記載してください。業務毎に記載し、用紙が足りない場合はコピーしてください。←

No.	業務名
業務内容	



✕ 業務の概要のみ

No.	業務名
業務内容	
業務内容は、○×で..... △を行っている。	

様式1-2の「業務説明」は、業務内容、越境移転状況、該当するデータ、移転先が分かるように作成が必要

○ 概要、フロー、越境の境界、台帳番号、委託先

No.	業務名
業務内容	
概要..... 業務内容と取得した個人情報が越境する流れ.. 取得から廃棄までのライフサイクル..... データの流れと目的..... 移転先の国ごとの情報（種類、法的根拠、情報） 台帳番号1:XXXXXデータ、 移転先5:xxxxx社、移転先6:xxxxx社	

項目	記載内容
基本情報	・組織名称、対象となる組織が管理する組織の一覧、連絡窓口 ・対象となる個人情報の種類（顧客・見込み客、従業員・採用予定者、その他） ・個人情報を取得するエコノミー（APECに参加する国と地域） ・個人情報を移転するエコノミー（同上）

質問項目（50）	質問例	JIPDEC認証基準																
通知	→ 具体例 前提） (a)個人情報の取得が、その取得のために示された目的に確実に限定されていること。 (b)個人情報の取得のすべての場合において、取得方法は適法かつ公正でなければならないこと。 質問） 5. 個人情報はどのように入手していますか？ a) 当人から直接。「はい」の場合、具体的に説明してください。 <table><tr><td>はい</td><td></td><td>いいえ</td><td></td></tr><tr><td colspan="4"></td></tr></table> b) 第三者の代行による。「はい」の場合、具体的に説明してください。 <table><tr><td>はい</td><td></td><td>いいえ</td><td></td></tr><tr><td colspan="4"></td></tr></table>	はい		いいえ						はい		いいえ						<認証基準：1.2 個人情報の特定> 申請する事業者は、自らの事業の用に供する個人情報及び取得方法を特定するための手順を確立し、かつ、維持していること。 1.各個人情報を特定する手順が明確であること。 2.手順に従い、個人情報を特定し、管理者の承認を得ていること。 3.個人情報を取得する方法を明らかにしておくこと。 4.個人情報を特定した台帳等を作成していること。 5.個人情報管理台帳等の更新及び定期的な見直しに関する手順が明確であること。 6.手順に従い、個人情報を管理する台帳等の更新及び定期的見直しを実施していること。
はい			いいえ															
はい			いいえ															
取得の制限																		
個人情報の利用																		
選択																		
個人情報の完全性																		
セキュリティ対策																		
アクセス及び訂正	責任																	

1. 認証審査料

■ 審査料（審査申請時の実費）

事業規模や越境移転データが発生する量、業務フローの複雑さ、移転の根拠（本人同意・体制整備）、移転先（国・地域）の数等を基に個別で見積りを行う。

⇒ 申請前に必要情報を基に概算のお見積り額を提示させていただきます

ご参考）モデル審査料

- ・資本金3億円以上で、かつ従業員301人以上のサービス業（海外支店の従業員情報）
- ・APEC域内に向けてネット通販を行い、日本とAPEC域内の国との間で顧客データの取扱いを行っている。

（単位：円、消費税別）

モデル審査料	モデル審査期間
664,657円	3ヶ月

2. 認証管理料

■ 認証管理料

当協会がアカウントビリティ・エージェント（AA）として以下を行う費用（運営費用）。事業者の売上高により異なります。

- CBPR認証事業者のモニタリング
- 苦情相談対応に係る人件費や通信費用
- CBPR認証事業者への情報提供に係る費用
- APEC への認証事業者情報の登録及び報告に係る費用
- APEC／DESGの出席に係る費用、等CBPR認証事業者の認証期間における年間の管理費用

（単位：円、消費税別）

CBPR認証事業者の総売上高 （決算ベース）	1年間の認証管理料
100億円以上	1,000,000円
50億円以上～100億円未満	500,000円
10億円以上～50億円未満	300,000円
1億円以上～10億円未満	150,000円
1億円未満	75,000円

CBPR認証取得のご相談は 認定個人情報保護団体事務局まで

JIPDEC ウェブサイト お問い合わせ一覧
<https://www.jipdec.or.jp/inquiry.html>

認定個人情報保護団体事務局

認定個人情報保護団体に関するお問い合わせ

認定個人情報保護団体に関するお問い合わせフォーム →

CBPR認証に関するお問い合わせ・苦情相談

CBPR認証に関するお問い合わせ・苦情相談フォーム →



本資料は、2024年9月20日（金）開催、JIPDECセミナーで配布した資料です。
セミナーお申込み者様限定での配布となりますので、WEB、SNS等への掲載、
転載はご遠慮ください。